

## 公立小学校における「法律クラブ」の挑戦

—— 最前線の法律実務家の発想を法教育の現場に持ち込んだ記録

松尾宣宏（弁護士法人 GIT 法律事務所・弁護士）

本報告は、発表者が千葉県内のある公立小学校で実践中の、「法律クラブ」に関する報告である。

### 1 クラブ開始経緯

「児童の数が増えすぎて、クラブ活動の担い手が不足して困っています。」

「保護者の皆さんの特技を活かしてクラブを作ってみませんか？」

…そんな連絡が、千葉県内のある公立小学校の校長先生から、同校 PTA 経由で入った。それに対して、法律を学ぶクラブはどうか？と提案し、発表者において、2023 年度から、同校で「弁護士さんの法律クラブ」を行うことになった（年 8 回）。

この小学校のクラブ新設の取組み自体、まさに今回の学術大会のテーマである「外部専門家のいる新しい学校の姿」に沿うものといえよう。

### 2 クラブ活動としての法教育

本取組みは、前例の見当たらない活動であるため、活動内容の策定については難儀したが、

①「なるべくヴィヴィッドな事例を使う」、②「『クラブ』であることから、インプットだけではなく、チーム戦・ゲーム要素を増やす」という 2 点を重視した。

①については、それまでの検察官としての十数年の経験から、少なくとも刑事事件の分野については(むろん、守秘義務に反しない範囲で)リアリティのある事例を提供できる知見と経験の準備があった。

問題は②である。この点に関しては、毎回、くじ引きで 3 チームに分けて着席させた上で、その 3 チームによるチーム戦ないしプレゼンテーションを行うという方法で行った。そして、ここでは、子どもに親近感がある某カードゲームの名前を拝借したゲーム形式を考案した。

以下はその一例であり、詳細は本実践報告の場にて共有したい。

- 「インクワイアリーマスターズ」
- 「ファクトファインディングマスターズ」
- 「リーガルリサーチマスターズ」
- 「アプリケーションマスターズ」

### 3 本活動の将来

本取組みは、それまで刑事実務の最前線にいた元検察官である弁護士が、そのヴィヴィッドな知見・経験を、小学生の法教育の現場にゲーム形式で持ち込んだという点で、新規性のある取組みではないかと考えている。もっとも、本実践が法教育の手法の一つとして広く活用可能かどうかは、今後、このような活動で何が達成できるのか、また、実践する側にどの程度の知見や準備が必要なのか等の検討・研究が必要である。

そのため、本報告で問題提起をさせていただいた上で、このような実践の発展可能性について、広くご意見・ご知見の提供をいただきたい。